

平成24年7月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成24年7月11日(水)

2 場 所 市役所南別館委員会室

3 開始時間 午後1時25分

4 終了時間 午後3時12分

5 出席者

小西委員長・瓦田委員長職務代理者・堀内委員・島津委員・酒匂教育長

その他の出席者

池田教育部長・福永教育総務課長・新甫学校教育課副課長・茶菌生涯学習課長・川畑高崎教育課長・川崎美術館長・稲吉都城島津邸館長・渋谷教育総務課副課長・東教育総務課主幹

6 会議録署名委員

瓦田委員・島津委員

7 開会

○小西委員長

それでは、ただいまより7月の定例教育委員会を開催いたします。本日は1名の傍聴人がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成24年6月定例教育委員会会議録につきましては、すでにお手元に届いていると思いますが、会議録の内容についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小西委員長

それでは前回の会議録を承認いたします。

9 会議録の署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議および選挙等に関する規則第15条の規定により、瓦田委員と島津委員にお願いいたします。

10 教育長報告

6月定例教育委員会以降の行事等について概要報告(主要なもの)

(1)コンプライアンス推進について

県内の状況を見ると、昨年度と本年度にわたって、教職員から5名の懲戒免職者を出した。これを受けて、県議会の議長が県教育長に異例の申し立てをされた。「宮崎県教育委員会、教職員はこれで良いのか」ということである。これを受けて、県教育委員会はさらに危機感を感じ、県教育委員会の職員、そして市町村の教育長代表・校長代表で、県内のコンプライアンス推進委員会を設置したところである。

前の週に校長会を実施した際にも、コンプライアンス(法令順守)を徹底するようという話をした。そのなかで、このような処分が行われているにもかかわらず、不祥事が後を絶たないのは

なぜか、ということについて考えをまとめなければならない。私が申し上げたいのは、イメージ力が決定的に不足しているということである。例えば、ハンドルを握っていいかげんな運転をすると、様々な事故を引き起こすということについて、事前にイメージできているのか。つまり、まず子どもたちが悲しむであろうし、保護者からの信頼を失うことにも繋がりがねない。また、自分の家族にも心配をかける。そういうことのイメージ力を高めるために、学校では職員一人ひとりの心に届き、イメージ力を高めるような研修の在り方を工夫しなければならないということ話をした。県の方でも様々な議論があったが、この度、各学校に校長を委員長としたコンプライアンス推進委員会をつくり、対応していくということを皆で共通理解したところである。教職員が地域に信頼される存在であるために、法令順守を徹底し、子どもたちの模範になるような行動をしていかなければならないと思う。都城市教育委員会でも、ことあるごとに指導を徹底していきたいと思っている。

(2) 学校運営の新しい仕組みづくりについて

学校が保護者や地域、子どもから信頼を失うと、教育そのものが成立しなくなる。学校は信頼される立場になるためにどうしたら良いか、という大きなテーマのもとに教育改革が行われてきた。その一番の方策が、「開かれた学校」を作るというものである。施設や設備を開くということだけではなく、教育を開いていくということについて、様々な努力をしている。学校評議委員会を設置して地域の民生児童委員の皆様や、公民館長の皆様の知恵を借りながら、学校の運営について評価をしてもらった。また、評価については、昨年、一昨年と学校評価委員ということでお願いをしてきた。学校は、校長のプランに沿って一年間を展開していくのだが、校長のプランを教育委員の皆様にもお聞きいただいた。学期や年度の終わりごとではなく、年度当初に、校長の学校運営プランについて地域の方々に聞いてもらい、協力してもらうべきところは力を貸してもらえるような仕組みづくりを、来年、再来年に考えていかなければならない。これには予算が伴うことになる。例えば、学校運営協議会なるものの委員をお願いすると、費用弁償等が発生するが、そういうことも考えながら、できれば来年、若しくは再来年には新しい学校運営の仕組みづくりをしていきたい。都城市が抱えている様々な課題、例えば学力向上や生徒指導、コンプライアンス、そして防災教育の問題を考えていく中で、「地域の中の学校」という存在が強く求められている今、地域と深くかかわった学校運営の仕組みを考えていかなければならない。

(3) 計画停電について

現在は電力が不足しているという状況であり、都城市の学校においても、5つある給食センターのいずれもが、同日に計画停電の対象になる。食材は2、3日前から準備をするのだが、計画停電が実施されるかどうかは前日の夕方知らされるために対応ができないということで、4日間の対象日は給食を中止し、弁当を持参していただくようお願いした。夫婦共に働いている等様々な家庭があるので、弁当を作るのが負担になる家庭もあると思うが、この計画停電の意味合いを、教育の場として捉えていただき、節電の在り方や食への感謝などについて、家庭で話題に取り上げていただきたい。学校訪問をした際、家族で一緒に温かい弁当作りをしてほしいということで、計画停電の日を「弁当の日」として位置付け、保護者の理解を得られているという校長先生もいた。計画停電については、現在大きなトラブルは発生していない。今後も校長先生方から情報を聴取して、後日またお知らせしたいと思う。

○小西委員長

ただいまの教育長の報告についてご質問はございますか。

○島津委員

一番目のコンプライアンス推進について、たまたま都城では、教職員が不祥事で懲戒免職になることはなかったが、この問題を他地域のこととして捉えてはいけないと思います。各先生方が他人事のように受け止めることが一番心配ですので、その徹底をお願いします。

○瓦田委員

心に届く研修を各学校の職員にするようお願いしたということでしたが、学校訪問の際に、時間に余裕のない出勤をする職員も多いという話を聞きました。遠距離通勤者もかなり多いと思いますので、校長先生からも気配りや対策等をとっていただきたいと思います。

○小西委員長

二つ目の学校運営の新しい仕組みづくりに関係することかと思いますが、大津市のいじめ問題について、ニュース番組で、学校と教育委員会は同体であり信用できないので、第三者委員会等を作らなければ対応できないのではという意見で締めくくられていました。それはとても悲しいことだと思いますが、大津市の教育委員会の対応については大方の人が否定的な意見を持たれたと思います。すべての教育委員会がそうではないと思いますが、「信頼」という点では自分たちも緊張感を持って臨まなければならないと思います。

○瓦田委員

教育委員会が本当に開かれたものになると、校長先生方も話がし易くなりますし、学校と教育委員会の連携がうまく取れ、信頼関係が生まれるのではないかと思います。そうでないと、何も情報収集ができないという状況になるのでは、と今回の大津市のいじめ問題で感じました。都城市教育委員会では、校長会の代表の先生もよく来られますし、教育長へのご相談もかなりあるようですので、大丈夫だと思っているところです。

○小西委員長

都城市は大丈夫であるということですが、今回の事件をきっかけに、緊張感を新たに持つべきではないかと思いました。

○瓦田委員

スクールソーシャルワーカーというものがあり、各学校、各地域の様々な問題点の把握をしています。スクールソーシャルワーカーをうまく活用していくと、学校への対応も円滑に行えるのではないかと思います。

○島津委員

一連の報道を見ていると、一つ問題がおこった場合に、それを情報として伝えられるかどうか重要であると感じました。会社や組織では、悪い情報ほど早く明らかにすることが鉄則といわれている中で、大津市の場合は収めようとする傾向があったように思います。悪いことが起こっても、きちんと伝えて受け止めてもらうという気持ちで臨まなければならないと思います。

○教育長

トラブルが発生するのはなぜかと考えたときに、問題が起こった後の対応を本当に迅速に誠実に行うことが重要であると、校長会等でもよく話をします。話を聞く際には、電話ではなく直接顔と顔を見合わせながら説明し、相手側の言い分を聞くことによって、問題解決をしようとする姿勢が重要です。電話口で話をすると、かえって問題が広がる恐れがあります。このことについて、校長会長とも話をし、全学校54名の校長に徹底をしているところです。

○瓦田委員

新しい学校運営の仕組みづくりについて、都城市は地域や学校との連携はできているのですが、

それを形にしていくことは、コミュニティスクールへの第一歩であると思います。今日の毎日新聞に、共に子どもを育てる「共育」の在り方について、地域は開いているのだが、学校の先生方が閉鎖的であるという内容が書かれていました。今後、このことも踏まえて、新しい学校運営の仕組みができれば、自ずと地域の方の意見が反映されてくるのではと思います。そして、先生方が地域の意見を積極的に受け止めていかなければ、「共育」をしていくことは難しいのではと感じました。

○島津委員

3つ目の計画停電についてですが、実際の授業への支障はないのでしょうか。

○教育長

授業については、パソコン等を使用する場合には支障が出てきますが、今のところ大きな心配はしていません。今心配していることは、登下校中に通学路の信号が止まった場合にどうするかということです。警察に問い合わせたところ、警察では対応できないとのことであったので、保護者や見守りボランティアの方と迅速に連携を取り、職員も子どもたちの登下校の状況に応じて対応するようということを経理会で話したところです。

1.1 議事

○小西委員長

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、報告10件、議案が8件です。

まず、報告第32号「専決処分した事務について（平成24年度都城市教育委員会名義後援について）」、報告第33号「臨時代理した事務の報告と承認について（学校施設の耐震化状況及び耐震診断結果の公表について）」、議案第14号「平成24年度『教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価』の方法等について」、議案第15号「都城市教育委員会外部評価委員の委嘱について」、議案第21号「請願書の受理について」を教育総務課長より説明していただきます。

※教育総務課長より説明

○小西委員長

2件の報告について、何か質問はありませんか。

（意見なし）

それでは、報告第32号と報告第33号を承認いたします。続いて、議案について質問はありますか。

○島津委員

議案第14号と議案第15号は一連した議題かと思いますが、基本的に議案第14号は昨年度と変わるところはないということでしょうか。

○教育総務課長

そうです。

○瓦田委員

昨年度は大変改善された形の評価項目や評価内容になっていましたので、それをさらに改善するというのは難しいと思います。

○教育総務課長

昨年度は、90の事務事業が評価されておりますが、5段階評価で平均的には4.7ということになっております。22年度の口蹄疫発生で、2つのイベントが中止になり、その評価が1にな

っているため、全体の評価平均値を下げてしまったのではないかと思います。

○小西委員長

それでは、議案第14号、議案第15号を決定します。続いて、議案第21号について、何かご質問はありませんか。

○瓦田委員

各学校の夏休み中のプールの状況はどうなっているのか、また、開放しているのかしていないのか、開放する場合は誰が監視に入っているのかということも知っておくべきではないでしょうか。以前、ある学校ではPTAに任せきりで先生たちは関知しないということで、保護者から不満の声が上がっているということを聞いたことがあります。調査をして、きちんと把握しておくべきであると思います。

○教育部長

今回の議案は、この請願を受理するかどうかということです。受理されれば、事務局である担当課が請願の内容について調査、検討してしかるべき時期に定例教育委員会に諮り、請願に対する回答を示していくという段取りになっていますので、ご理解いただきたいと思います。

夏休みが目前に迫っておりますが、6月議会でもこの請願に類するような一般質問がありました。それを受けて、学校教育課の方で各学校に夏休みのプール開放に向けて、事前にプールを監視するPTAと打ち合わせをするよう指示したところです。学校が施設の開放を、PTAが監視を行うという構図でありますので、施設の不備等があれば教育委員会の責任になりますが、監視を怠った場合については、監視をしている側の責任も問われるという判例も出ています。開放中に、どちらに責任があるのかというのは、事例によって違うので一概には言えませんが、そのような事故の無いように備えなければなりません。一番大切なことは、事故が起きた場合にどうするかということです。事前に打ち合わせし、緊急時の場合について対策を決めるように通知しました。この請願を機に、議会等でも問われていますので、受理されれば、今後検討を重ねながら方向性を見出していきたいと思っております。

○小西委員長

請願を受理するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第21号を決定します。

次に、報告の報告第34号「臨時代理した事務の報告と承認について（都城市少年補導委員の委嘱について）」、報告35号「平成24年度都城市中学生海外派遣事業実施要項の一部を改正する要項の制定について」、報告第36号「平成24年度都城市中学生海外派遣事業派遣決定について」、報告第37号「臨時代理した事務の報告と承認について（学校医の残任期間における委嘱について）」、議案第16号「平成25年度使用小中学校用教科用図書決定について」を学校教育課副課長よりご説明をお願いします。

※学校教育副課長より説明

○小西委員長

ご質問はありませんか。

○堀内委員

報告第34号について、平成24年度少年補導委員一覧表がありますが、これだけたくさんの方が、一年間でどのような活動をされているのか、また、活動報告はどのような機会にされているのか、それは定期的になされているのかということや、集計・評価までの過程を教えてい

ただきたいのですが。

○学校教育副課長

活動については、育成センターの補導員の方が毎月2～3回、夕方に街頭補導をされています
報告については、学校区が16あるのですが、校区ごとにまとめて報告書が育成センターに届きますので、確認をしています。

○堀内委員

実際に補導すべき児童・生徒がいた場合には、即刻報告がなされるのですか。

○学校教育副課長

これまでの例をみると、年間に300～400件の事案があり、そのほとんどは帰宅指導ですが、喫煙等が数件あります。その場合は補導されて、後に報告書があがるということになります。

○堀内委員

タバコ等が見つかった場合は、即刻学校の校長先生等に連絡がいくようになっているのですか。

○学校教育副課長

そうです。

○堀内委員

スピードが大事だと思うので、その徹底をお願いします。

○小西委員長

他にありますか

○島津委員

議案第16号についてですが、教科書の改訂について、出版社ごとに採択し、次の改訂まではその教科書を使用するということが原則なのであれば、議案ではなく報告で良いではないでしょうか。

○堀内委員

年度毎に予算が伴うので、報告ではなく議案になっているのでしょうか。

○島津委員

教科書が途中で変わることがあり得るので議案になっているのかと思ったのですが。

○小西委員長

何か大きな問題が発生しない限り、採択されたものは4年間使い続けるということなので、こちらは報告であると思います。

それでは、報告第34号、35号、36号、37号を承認させていただきまして、議案第16号を報告に変更するというところでよろしいでしょうか。

○教育総務課副課長

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則の中で、教科書の採択に関することは議案ということになっています。

○教育部長

採択をする際は議案として、今回は議案を取り下げて、継続する根拠を明確にし、次回の定例教育委員会の際に報告いたします。

○小西委員長

そのような形でよろしくをお願いします。

それでは、報告第38号「人権啓発標語募集要項の制定について」、報告第39号「臨時代理した事務の報告と承認について（都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱並びに任命につい

て)」、議案第17号「都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱について」のご説明を、生涯学習課長よりお願いいたします。

※生涯学習課長より説明

○堀内委員

報告第38号の人権啓発標語についてですが、入賞作品は、都城市のホームページや人権啓発配布資料等で公開するとありますが、もう少し標語が生きるような配信の仕方はないのかなと思います。例えばバス会社に協力してもらい、バスに最優秀標語を掲示したり、市役所に大きな懸垂幕をかけるなどの工夫をして、多くの人たちの目に触れ、市民全体で人権啓発について考えることができればよいと思います。

○瓦田委員

応募状況について、学校によってかなり差がありますね。取り組みに差があるのか、それとも、少ない学校は学校によって選別されているのかということを確認していただきたいです。人権啓発に対する意識が大切なので、それぞれの学校からたくさん応募があるような状況づくりをしていただきたいと思います。

○教育部長

確かに、児童生徒数の割に応募者数が少ないように思います。人権に対しての学習意識を高めるための取り組みであるので、応募者数が一桁の学校には、生涯学習課の担当が直接お伺いしてお願いをするようにしたいと思います。

○生涯学習課長

今、教育部長や委員の皆さんがおっしゃったことを十分理解しました。人権啓発標語については、夏休み期間中に学校を通じてお願いをしているところです。各小中学校において、夏休み期間中に、選挙標語や人権標語を含め、いろいろな課題が出ています。その中で努力することも大切ですが、子どもたちの負担を考えると、ある程度子どもたちが選別することも必要なのではないかと思います。先生方の取り組みの違いもあると思いますが、一概に応募者数だけを見て、人権啓発の意識がないということではないと思います。

○瓦田委員

学校にはいろいろな標語等の募集が来るので、その中から子どもたちが選別して作品を提出することになっていると思いますが、そうではなく、学校内で人権学習をした際に、子どもたちに標語を考えさせるような方法もあるのではないのでしょうか。人権について考えることによって、いじめの無い学校をつくることに繋がっていくと思います。

○小西委員長

学校にはいろいろなお願いが来て大変であると思いますが、「人権啓発」という重要性を考えて、ある程度先生方に選別してもらうことも必要ではないかと思います。

○生涯学習課長

夏休み中の課題としてだけではなく年間を通して考え、人権標語募集についても、年度当初に学校内での人権教育がなされた際に募集をかけるという方法にしていきたいと思います。

○小西委員長

教育長報告の中でイメージ力が大切と言われたように、子どもたちがただ標語を書くだけではなく、イメージを膨らますという意識づけの指導からしていただくと良いのではないかと思います。

○教育長

夏休みの課題はたくさんあり、子どもにとっては大変です。その場合、学校によっては、その中から子どもたちが選別することになると思います。大事なことは、こういった人権啓発の標語を募集しているということを知らしめるということです。生涯学習課長がおっしゃったように、これは夏休みにスタートすべきことではなく、人権学習の中で取り上げるべきことであると思います。夏休みの課題として人権標語を書くのではなく、社会科で学ぶことの一環として、人権についてどう考えるのかということ、普段の教育の中で子どもたちに考えさせることが大事なので、学校としてはもっと早い時期に取り組む必要があると思います。

○生涯学習課長

年間を通して取り組むことができるよう努力します。

○小西委員長

それでは、報告第38号と報告第39号を承認し、議案第17号を決定させていただきます。続いて、報告第40号「平成24年度特別展開催要項の制定について」、議案第18号「都城市立美術館協議会委員の委嘱について」、議案第19号「平成24年度特別展入場料について」を美術館長よりご説明をお願いいたします。

※美術館長より説明

○教育部長

巨匠たちのパレット展について補足ですが、なぜパレット展なのかといいますと、笠間日動美術館が著名な画家に「新しいパレットを差し上げるので、今お使いのパレットをいただきたい」とお願いをし、画家から絵の描かれたパレットを寄贈されたものがコレクションとなっていることからだということです。

○小西委員長

パレット展という名称から、笠間日動美術館のパレットのみが展示されるのだと思っていたのですが、絵画も合わせて展示されるのですね。絵画のみを展示される方はいるのですか。

○美術館長

今のところ、パレットのある方の作品をセットで展示する予定です。なかなかパレットを見る機会はないので、今回はパレットをメインにし、パレット展という名称にしました。

○瓦田委員

今回はBTVが主催に入っていらっしゃるということで、そこから情報発信していただいて是非たくさんの方に見に来ていただきたいと思います。あまり興味の無い方にも伝わるような広報の内容を考えていただきたいです。

○小西委員長

公民館にはポスターは届いているのですか。

○美術館長

自治公民館までは枚数が足りないのですが、地区の公民館では掲示していただきます。市内の主な施設、小中学校、そして志布志市や曾於市等鹿児島の方までポスターを配布しています。今年初めてなのですが、高校文化連盟が芸術体験事業を実施されており、展覧会やコンサート等優れた芸術文化の無料の招待券を提供することで、高校生が気軽に足を運べるように協力していただけなかったのかとの依頼があったので、協力させていただく代わりに、県内の高校に一斉にポスター・チラシを配布していただくことになりました。

○小西委員長

ポスター以外の小さなチラシも意外と目につくと思いますので、広く知っていただくためにも、

各自治公民館等に掲示すると良いのではないのでしょうか。

○瓦田委員

コンビニ等を利用するのも良いと思います。

○美術館長

電子チケットを発売するので、電子チケットの取扱店においてはポスター等を貼っていただけるかもしれません。

○小西委員長

たくさんの人の目に触れ、より多くの方に来ていただきたいと思います
それでは、報告第40号を承認し、議案第18号、議案第19号を決定します。

続いて、報告第41号「都城市都城歴史観光ガイド研修費補助金交付要綱の制定について」と議案第20号「都城島津邸臨時開館日の取り下げについて」のご説明を、都城島津邸館長よりお願いいたします。

※都城島津邸館長より説明

○島津委員

報告第41号についてですが、補助金のことなので予算措置もすでに終わっていることと思いますが、予算はどのくらいなのか。

○都城島津邸館長

現在、会員が40名ほどいらっしゃいまして、実働が20名ほどです。予算といたしましては、市の旅費規程に基づきまして一泊の宿泊代と日当の2分の1で30名分計上しており、総額23万4000円であります。ちなみに、賃金等は一切支払っておりません。

○瓦田委員

議案第20号について、7月2日や9日も来られたと思うのですが、どのくらいのお客様がお見えになったのでしょうか

○都城島津邸館長

7月2日には、キャンセルがありましたが、最終的には10日間ほどで、合計で750名ほどになると思います。昨日（7月10日）は予約があり、入館者は200名を超えました。

○小西委員長

お客様が多い場合は、ボランティアを多く動員するのですか。

○都城島津邸館長

そうです。月曜日以外はボランティアを班分けして割り当ててはいますが、月曜日は、役員、会長さんや事務局長さんが対応されております。ちなみに、7月2日はキャンセルが出ましたが、ボランティアの公募をしておりましたので、5名ほど来られました。

○教育部長

ガイドの方々は、勉強をして非常に一生懸命に説明をしておられます。そして、ガイドの方たちが言われるのは、近隣の方たちが見学に来ないということです。

○小西委員長

それは美術館も当てはまりますね。

○都城島津邸館長

追加でご説明いたします。7月21日から9月31日までの企画展を予定しております。市内の小中学生は無料ということで、全児童・生徒への広告の配布をお願いしております。また、三股町の小中学校にもお願いしております。島津様にも刀をお借りして展示する予定ですので、ぜひ

ひおいでいただきたいと思います。

○小西委員長

それでは、報告第41号を承認し、議案第20号を決定いたします。

続いて、高崎教育課からの説明をお受けしたいと思います。

※高崎教育課より説明

○瓦田委員

全校児童・生徒への表彰は、都城市でも行っていますよね。それと連動しているのですか。

○高崎教育課

合併前から、都城市の青少協ではなく高崎の独自の青少協があり、合併後においても独自の体制になっております。青少協はそれぞれの地区にあるのですが、旧4町の青少協については、都城市の青少協と連動していないところがあるようです。

○教育長

当分の間はとりあえずこのような形で進めるというのではなく、高崎は高崎の青少協で活動していくということですか。

○高崎教育課

統合について、団体の方たちにも話をしており、会長さんも今後は統合を考えていかなければいけない時期が来ると言うという話はされているのですが、それが実現するかどうかはまだ分からないところです。

○教育部長

補足ですが、高崎を含めた旧4町の地区青少協は、旧町時代の組織をそのまま引き継いでおり、都城市にも地区青少協というものがございます。旧4町の地区青少協については、段階的に統一をしています。高崎地区においては、まだ継続してこういった事業に取り組んでおられるということですが、取り組み自体は評価すべきことだと思います。ただ、青少協の在り方としては、今後調整していく必要があるのではと思います。

○教育長

口蹄疫の際に、高崎の支所に行き子どもたちのいろいろな作品を見て、本当に充実した活動が行われているなと感じました。この素晴らしい活動を大事にしながら、都城市全体のこととして考えていけるようになるとうれしいと思います。皆がそういった気持ちになるまで、活動を見守りながら、大事にしていければ良いと思います。

12 その他

○次回8月定例教育委員会日程について

日時 平成24年8月8日（水）13時30分から

会場 市役所南別館委員会室

○9月定例教育委員会日程について

日時 平成24年8月24（金）13時30分から

会場 市役所南別館委員会室

以上で、7月定例教育委員会を終了します。